

# 県たばこ税

県内の小売販売業者、消費者に売り渡すたばこに対してかかる税金です。  
(市町村たばこ税も同様です。国たばこ税は蔵出しの段階で課税されます。)

## ★納める人★

製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）又は、卸売販売業者。

なお、この税金は、たばこの小売価格に含まれていますので、たばこの消費者が負担することになります。

## ★納める額★

### 紙巻たばこ

1,000本につき1,070円

### その他の製造たばこ（葉巻、パイプなど）

重量を紙巻たばこの本数に換算します。

換算率は種類ごとに定められています。

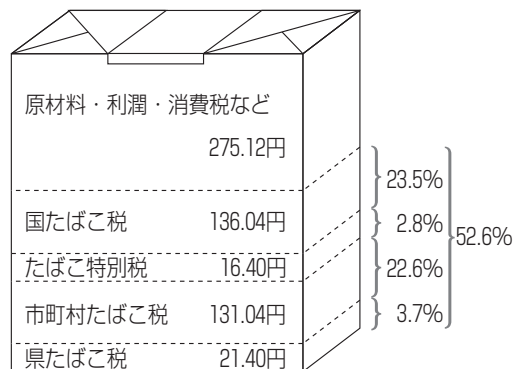
### 加熱式たばこ

令和8年4月1日から、重量を紙巻きたばこの本数に換算する新課税方式が導入されました。

なお、激変緩和等の観点から以下の2段階で課税方式の見直しが行われます。

期間	換算方法
令和8年4月1日～	改正前の換算本数×0.5+新換算本数×0.5
令和8年10月1日～	新換算本数×1.0

(◎定価580円(20本入り)の紙巻き)  
たばこに占める税金の割合  
令和8年4月1日現在



## ★申告と納税★

卸売販売業者などが毎月の売渡し分を翌月末までに申告し、納めます。

### ○手持品課税について

たばこ税の税率が引き上げられるときには、たばこの小売販売業者等が販売のために所持しているたばこの本数を申告してもらい、税率引上げ相当分を課税しています。これを手持品課税といいます。

## たばこを買うなら県内で

たばこ税は、たばこを購入したところの県や市町村の収入となって、皆さんの暮らしに役立てられます。

